

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの概要

組織形態	監査等委員会設置会社
取締役会議長 ^(注)	山本 謙
取締役(監査等委員である者を除く)人数 ^(注)	6名(うち2名が社外取締役)
監査等委員である取締役人数 ^(注)	3名(うち2名が社外取締役)
独立役員の選任 ^(注)	社外取締役4名
取締役(監査等委員である者および社外取締役を除く)の報酬などの決定	<ul style="list-style-type: none"> 基本報酬と業績連動報酬(年次インセンティブ、長期インセンティブ)で構成 2020年度の報酬総額:238百万円(基本報酬123百万円、業績連動報酬115百万円)
監査等委員である取締役(社外取締役を除く)の報酬などの決定	<ul style="list-style-type: none"> 基本報酬(固定額)のみで構成 2020年度の報酬総額:38百万円(基本報酬38百万円)
社外取締役(監査等委員である者を除く)の報酬などの決定(独立役員)	<ul style="list-style-type: none"> 基本報酬(固定額)のみで構成 2020年度の報酬総額:24百万円(基本報酬24百万円)
監査等委員である社外取締役の報酬などの決定(独立役員)	<ul style="list-style-type: none"> 基本報酬(固定額)のみで構成 2020年度の報酬総額:28百万円(基本報酬28百万円)
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人

(注)第114回定時株主総会(2020年6月26日)終結の時から2021年3月31日まで。

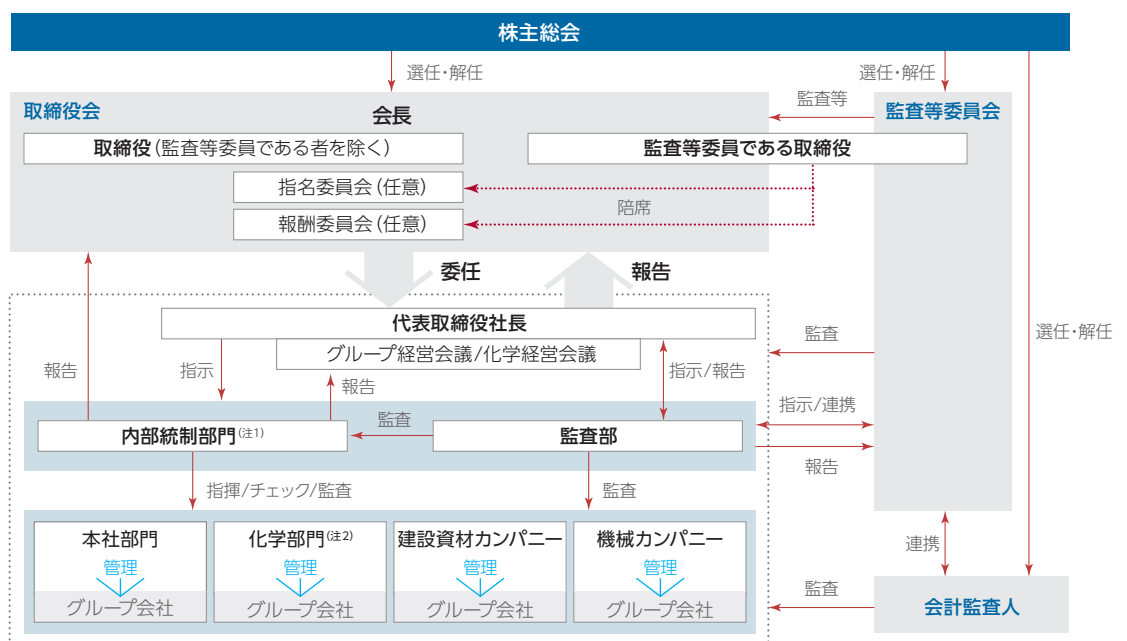
コーポレート・ガバナンスに関する

基本的な考え方

UBEグループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命としています。そのためにUBEは、監査等委員会設置会社として、監査権や意見陳述権を有する監査等委員である取締役が取締役会において議決権を保有する体制を整え、取締役会による業務執行の監督

機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図るなど、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、社員、地域社会などのすべてのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要であると考えています。

コーポレート・ガバナンスと内部統制の概要



(注1) 内部統制部門

● 実務委員会(コンプライアンス、規制貨物、情報セキュリティ、危機対応)、本社内部統制部署

(注2) 化学部門

● 合成ゴム、ナイロン・ファイン、機能品、医薬の4事業部、化学生産本部、研究開発本部

取締役



山本 謙
取締役会長



泉原 雅人
代表取締役社長
CEO



小山 誠
代表取締役



藤井 正幸
取締役
CFO



照井 恵光
社外取締役



東 哲郎
社外取締役



山元 篤
取締役
監査等委員



庄田 隆
社外取締役
監査等委員



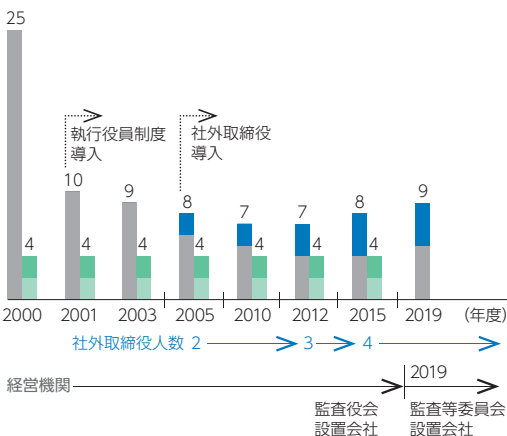
福原 紀彦
社外取締役
監査等委員

取締役会

取締役会は、原則として執行役員を兼任しない取締役が議長を務めることとし、法令、定款および取締役会規程に則り、経営の基本方針およ

び経営上の重要事項について意思決定をするとともに、各取締役・執行役員の業務遂行の妥当性・効率性を監督しています。また、監査等委員会設置会社として、監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図っています。

取締役人数等の推移
(名)



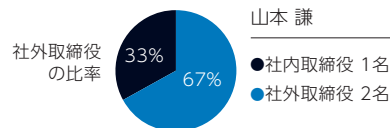
監査等委員会

監査等委員会は、法令、監査等委員会規程等に則り、内部統制システムの構築・運用状況の監視・検証および取締役等の業務執行者に対する監督を行うため、監査部や会計監査人との連携を図るとともに、代表取締役社長との意見交換、および業務執行取締役・執行役員・子会社を含む事業部門・内部統制部門等の監査を行い、必要に応じて意見を表明しています。

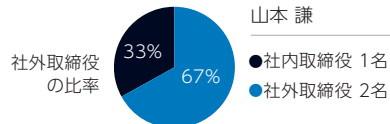
また、取締役(監査等委員である者を除く)の選解任および報酬等の監督のため、監査等委員である社外取締役が指名委員会および報酬委員会に陪席し、その内容・手続きを確認しています。

監査等委員会	委員長	庄田 隆	(社外取締役)
	委員	福原 紀彦	(社外取締役)
		山元 篤	(社内取締役)

指名委員会	委員長	照井 恵光	(社外取締役)
	委員	東 哲郎	(社外取締役)
		山本 謙	(取締役会長)



報酬委員会	委員長	東 哲郎	(社外取締役)
	委員	照井 恵光	(社外取締役)
		山本 謙	(取締役会長)



取締役会、監査等委員会、任意の委員会への出席状況

2020年4月1日～2021年3月31日

氏名	取締役会	監査等委員会	指名委員会	報酬委員会
取締役				
山本 謙	13/13(100%)		2/2(100%)	4/4(100%)
泉原 雅人	13/13(100%)			
小山 誠	13/13(100%)			
藤井 正幸	13/13(100%)			
社外取締役				
照井 恵光	13/13(100%)		2/2(100%)	4/4(100%)
東 哲郎	13/13(100%)		2/2(100%)	4/4(100%)
取締役監査等委員				
山元 篤	13/13(100%)	14/14(100%)		
社外取締役監査等委員				
落合 誠一	13/13(100%)	14/14(100%)		
庄田 隆	13/13(100%)	14/14(100%)		

取締役のスキルマトリクス

取締役(監査等委員である者を除く)

氏名	経営全般・ 経営戦略	財務・ 会計	製造・技術・ 研究開発	営業・ マーケティング	コンプライアンス・ リスクマネジメント	人材 マネジメント	国際性
山本 謙	●		●		●		
泉原 雅人	●	●		●			
小山 誠	●		●	●			
藤井 正幸	●	●					●
照井 恵光	●		●		●		
東 哲郎	●			●			●

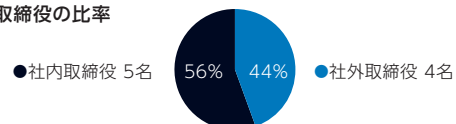
監査等委員である取締役

氏名	経営全般・ 経営戦略	財務・ 会計	製造・技術・ 研究開発	営業・ マーケティング	コンプライアンス・ リスクマネジメント	人材 マネジメント	国際性
山元 篤	●				●	●	
庄田 隆	●		●				●
福原 紀彦	●				●	●	

社外取締役

意思決定および経営監視に独立した第三者の視点を加え、経営の効率性・透明性・客観性を確保するために、2005年6月より社外取締役を招聘しています。さらに、取締役会の下部組織として、任意の「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しており、それぞれ2名の社外取締役(監査等委員である者を除く)と非業務執行社内取締役(取締役会長)の計3名より構成され、委員長は社外取締役が務めています。

社外取締役の比率



取締役会の実効性評価

毎年、社外取締役および非業務執行社内取締役で構成する取締役会実効性評価会議を実施し、取締役による取締役会に対する自己評価(アンケートの実施等)を踏まえて議論を行っています。取締役会はその結果を受けて実効性を評価しています。

その結果、2020年度の実効性評価の結果、取締役会の構成・運営は適正であり、活発な議論と適切な審議が行われているとの評価が得られています。また、2019年6月の監査等委員会設置会社への移行後、段階的に業務執行の意思決定に関する委任範囲の拡大を進め、監督機能の強化を進める取締役会としての実効性は確保されていると判断しました。

役員報酬

UBEは、2021年3月1日施行の改正会社法に対応し、「取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等の決定方針」を2021年3月30日開催

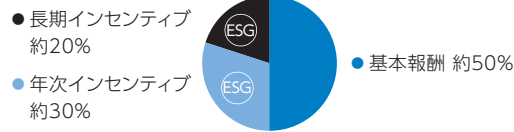
の取締役会にて決議しました。内容については、第115期有価証券報告書をご覧ください。

https://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/ir/library/securities_report/index.html

A: 役員報酬の概要

- (a) 取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）および執行役員の報酬は、①基本報酬（役員別定額報酬）、②年次インセンティブ（全社業績連動報酬および年次個人業績目標達成評価報酬）、③長期インセンティブ（中長期個人業績目標達成評価報酬および株式報酬型ストックオプション）で構成されています。
- (b) 全社業績連動報酬に係る指標には、連結経常利益を使用し、役員別係数を乗じた算出式（連結経常利益×役員別係数）によって報酬額が算定されています。年次個人業績目標達成評価報酬に係る指標には、各役員が設定した年次目標（基本予算の達成、4つの安全とコンプライアンスの取り組み強化、品質保証体制の再構築、各事業課題の着実な実施など）を使用しています。中長期個人業績目標達成評価報酬に係る指標には、各役員が設定した中長期目標（人的経営資源の

取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）および執行役員の役員報酬の構成割合^(注)



長期インセンティブ、年次インセンティブの評価対象には、ESG関連の取り組みも含まれています。

(注) 社長、会長はその他の役員に比べ、基本報酬の比率を低く、年次インセンティブの比率を高く設定。

充実、地球環境問題への継続的取り組み、ガバナンス機能の強化と企業文化の変革など)を使用しています。年次個人業績目標達成評価報酬、中長期個人業績目標達成評価報酬については、それぞれの指標の達成度合いに応じて報酬額が決定されています。

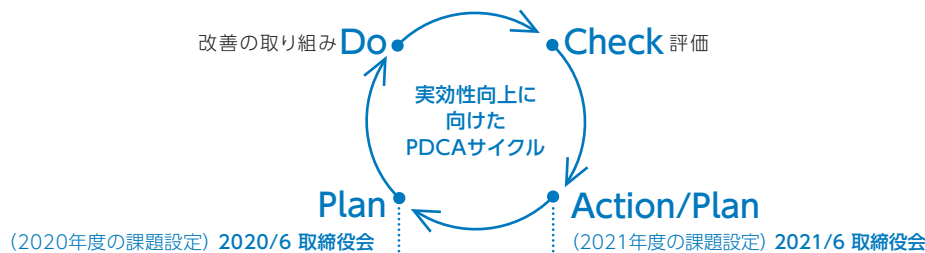
- (c) 構成割合は、概ね基本報酬50%、年次インセンティブ30%、長期インセンティブ20%となるように設計されています。なお、社長、会長はその他の役員に比べ、基本報酬の比率を低く、年次インセンティブの比率を高く設定しています。
- (d) 監査等委員である取締役および社外取締役は、基本報酬のみで固定額としています。

有価証券報告書



取締役会の実効性について

UBEでは、取締役会の実効性について、全取締役へのアンケートを実施のうえで取締役会の実効性評価会議にて議論を行い、その内容を踏まえて取締役会で決議し、コーポレート・ガバナンス報告書にその内容を記載しています。PDCAサイクルを一層充実させ、実効性のさらなる向上に努めてまいります。



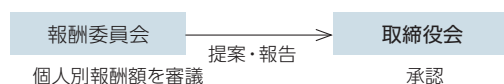
代表取締役社長への重要な業務執行の意思決定に関する委任範囲の拡大について検討する	● 委任範囲の拡大	● 経営戦略等の重要課題への議論を一層充実させるため、代表取締役社長に対する重要な業務執行の決定に関する委任範囲のさらなる拡大について検討を継続する
中長期的な経営戦略および経営上の重要課題に関する議論を一層充実させ、その執行状況のモニタリングを強化する	● 中長期経営戦略	● 次期中期経営計画の策定を通じ、中長期的な経営上の重要課題とその解決に向けた具体的な方向性や方策の妥当性に関する議論の一層の充実を図るとともに、その執行状況のモニタリングを強化する
UBEグループ全体における体系的リスクマネジメントの運用状況および内部統制システムの実効性の強化を促進し、そのモニタリングを継続する	● グループマネジメント	● UBEグループ全体としての内部統制やリスク管理体制の継続的改善とその有効性の監督を強化する
	● 多様性	● 取締役会の構成におけるさらなる多様性の確保に向けた検討と取り組みを進める

(e) 役員報酬の水準については、常に外部調査機関による役員報酬調査データを参照し、UBEと規模や業種の類似する大手製造業の水準を比較し、その客観的妥当性を確認しています。

B: 役員報酬の決定手続き

取締役会の下部組織であり、委員長および過半数を社外取締役で構成する報酬委員会で取締役(監査等委員である者を除く)および執行役員の個人別報酬を審議します。その審議結果は取締役会に提案・報告され、取締役会で決定します。監査等委員である取締役の個人別報酬額は、監査等委員の協議により決定します。

役員報酬の決定手続き—取締役(監査等委員である者を除く)および執行役員の個人別報酬



執行役員

UBEでは経営における「監督機能」と「業務執行機能」の分離を目的として、執行役員制度を2001年6月より採用しています。執行役員は、代表取締役社長から権限移譲を受けて、取締役会が決定する経営方針に基づき、業務を遂行しています。

取締役・執行役員(2021年6月29日現在)

取締役

山本 謙	泉原 雅人 代表取締役	小山 誠 代表取締役
藤井 正幸	照井 恵光 (社外・独立)	東 哲郎 (社外・独立)
監査等委員 山元 篤	監査等委員 庄田 隆 (社外・独立)	監査等委員 福原 紀彦 (社外・独立)

執行役員

社長執行役員	泉原 雅人			
専務執行役員	小山 誠	玉田 英生		
常務執行役員	久次 幸夫	古賀 源二	藤井 正幸	
	西田 祐樹	永田 啓一		
上席執行役員	西田 宏	三浦 英恒	伊藤 芳明	
	花本 雄三	横尾 尚昭	大田 正芳	
執行役員	未廣 正朗	ブルーノ・ドゥ・ビエブル		
	大内 茂	小野 光雄	宮内 浩典	
	ワチャラ・パタニニランドン			小島 弘昭
	船山 陽一	高瀬 太		

株主総会および議決権行使の状況

UBEでは、株主総会日の3週間前に招集通知を送付していますが、より早く株主の皆様へ情報をお知らせするため、招集通知発送前にその内容をUBEグループウェブサイトに掲載しています。議決権の行使については、株主総会に出席できない株主の方々も議決権行使が行えるよう、郵送に加え、インターネットや携帯電話による方法を提供しています。また、機関投資家向けに「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しています。

2020年6月26日に開催した株主総会で議決権行使をした株主数は15,491名(うち書面とインターネットを通じて議決権行使された株主数は15,460名)で、議決権行使率は80.9%でした。

株主・投資家との関わり

IR活動を通じた双方向コミュニケーション

UBEグループのIR活動は適時・適切で公正な情報開示を目指しています。また、投資家とのコミュニケーション・対話を積極的に行うことで、企業価値向上につなげていきます。2020年度に実施した主なIR活動は、次のとおりです。

- 機関投資家・証券アナリスト向け決算発表会(本決算後)
- 機関投資家・証券アナリスト向け電話会議(四半期ごと、計4回)
- 海外IR(海外投資家を個別訪問、ヨーロッパ・アメリカ・アジア・オーストラリアの計4回(注))
(注)コロナ禍の影響で電話会議での開催
- 社長によるスモールミーティング(1回)
- 社外取締役および取締役会長と機関投資家とのエンゲージメントミーティング(1回)
- 機関投資家との個別面談(約200回)

2020年度は社外取締役および取締役会長と機関投資家とのエンゲージメントミーティングを初めて実施しました。ご参加いただいた機関投資家からは、「素材のセクターとしては初の取り組みである」「社外取締役と機関投資家の考え方が一致していることを確認できた」としてご好評をいただきました。

IR活動の詳細については、UBEグループウェブサイトの「投資家情報」をご覧ください。

<https://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/ir/>

内部統制

UBEグループは、内部統制システム構築の



社外取締役

社外取締役	社外取締役	監査等委員である社外取締役	監査等委員である社外取締役
照井 恵光	東 哲郎	庄田 隆	福原 紀彦
1979年 通商産業省入省 (現 経済産業省)	1977年 東京エレクトロン(株)入社	1972年 三共(株)入社	1995年 中央大学法学部教授
2008年 経済産業省大臣官房 技術総括審議官	1990年 東京エレクトロン(株)取締役	2001年 三共(株)取締役	2004年 中央大学法科大学院教授(現)
2011年 経済産業省 関東経済産業局長	1996年 東京エレクトロン(株) 代表取締役社長	2003年 三共(株)代表取締役社長	弁護士登録(東京弁護士会所属) (現)
2012年 経済産業省 地域経済産業審議官	2003年 東京エレクトロン(株) 代表取締役会長	2005年 第一三共(株) 代表取締役社長兼CEO	2009年 (社)投資信託協会(現 一般社団 法人投資信託協会) 理事(現)
2013年 NPO法人テレメータリング 推進協議会理事長(現)	2012年 UBE社外取締役 (2014年退任)	2010年 第一三共(株) 代表取締役会長	2010年 (社)日本資金決済業協会(現 一 般社団法人日本資金決済業協会) 会長(現)
2014年 UBE社外取締役(現)	2013年 東京エレクトロン(株) 代表取締役会長兼社長CEO	2014年 第一三共(株)相談役	2011年 中央大学学長(2014年退任)
2016年 (株)ブリヂストン 社外取締役(現)	2018年 (株)セブン&アイ・ ホールディングス 社外取締役(現)	2015年 UBE社外取締役	2017年 共栄火災海上保険(株) 社外取締役(現)
オルガノ(株) 社外取締役(現)	2019年 野村不動産 ホールディングス(株) 社外取締役(現)	2017年 大東建託(株)社外取締役(現)	2018年 中央大学学長(2021年退任)
2020年 (一財)化学研究評価機構 専務理事(現)	UBE社外取締役(現)	2019年 UBE社外取締役監査等委員(現) 株式会社理研鼎業 社外取締役(現)	2018年 (株)アイネス社外取締役(現)
			2021年 UBE社外取締役監査等委員(現)

基本方針に関し、取締役会において決議しています。

取締役会における決議内容については、UBEグループウェブサイトの「内部統制システム構築の基本方針」をご覧ください。

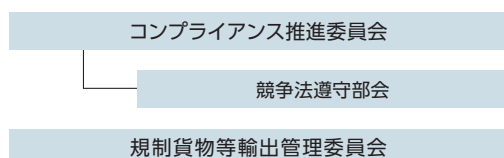
<https://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/corporate/management/internalcontrol.html>

コンプライアンス確保の取り組み

UBEグループおよびその構成員すべての基本的な行動基準であり道しるべとして「私達の行動指針」を制定し、企業活動および役員・社員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範としています。

体制面では、UBEグループのコンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス・オフィサー(社長が指名する執行役員)を置き、その諮問機関として顧問弁護士を加えた「コンプライアンス推進委員会」を設置しており、同委員会内に、市場における公正で自由な競争を損なう行為を防止し、企業活動の健全性を確保するための「競争法遵守部会」を設けています。また、国際平和や安全維持のために輸出管理法規において規制されている貨物・技術を不正に輸出・提供しないことをグループ内に周知徹底するため、「規制貨物等輸出管理委員会」を設置しています。

その他、職場でのハラスメント行為や労働問題、横領等の不正行為、贈収賄や癒着等の腐敗行為といったコンプライアンスに関する問題を迅速に察知・是正するため、UBEグループの役



員・社員などが職制ルートによらず直接通報できる内部通報窓口(UBE C-Line)を設けるなど、体制と仕組みの整備・強化に努めています。さらに、コンプライアンスに関する情報提供やeラーニング、集合研修などを毎年継続的に実施しており、啓発・教育にも注力しています。

2020年度は、独占禁止法、下請法、不正競争防止法などについて集合研修による法令教育をオンラインで開催しました。また、各事業所にコンプライアンス一般教育を行う講師を養成し、職場に根ざした研修を実施しており、2018~2020年度の3年間で約8,000名が受講しました。

腐敗防止

UBEグループでは、国内外の公務員に対する贈賄をはじめとする腐敗行為を防止するため、「私達の行動指針」第3章(公正と誠実)に政治・行政との健全かつ正常な関係を常に保つことを掲げるとともに、「UBEグループ贈収賄防止指針」を定めています。また、役員や社員に対するeラーニングや集合研修を実施し、内部通報窓口への通報等を通じて公務員に対する贈賄行為や取引先等との過剰接待、金品の授受、癒着等の疑いのある事案が判明した際には、コンプライアンス・オフィサーおよび各担当部署の連携により、速やかな事実調査を実施のうえ、必要な対応を行う体制を設けています。

2020年度において、腐敗行為に基づく懲戒処分は0件であり、腐敗行為による罰金や課徴金等の支払いはありませんでした。

「UBEグループ贈収賄防止指針」についてはUBEグループウェブサイトの「コンプライアンス」をご覧ください。

<https://www.ube-ind.co.jp/ube/jp/sustainability/compliance/compliance.html>

内部統制システム構築の
基本方針



UBEグループコンプライア
ンス指針・UBEグループ贈
収賄防止指針

